様式第１号(第４条関係)

令和　　年　　月　　日

　鉾田市長　様

鉾田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、鉾田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、本申請の要件を満たす予定のため、移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ | 　 | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 | 　 | 　 | 西暦 　年　　月　　日 |
| 現住所 |  |
| 電話番号 | 　 | メールアドレス | 　 |

２　移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | 　 | 単身 | 　 | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数(１の申請者は含まない) | 人 |
| 同時に移住した家族のうち令和７年４月１日時点で18歳未満の世帯員の人数(配偶者を除く) | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレワーク |  | 関係人口 |
| 転入予定日：令和 年 月 日 | 　 | 　 | 　 | 　 |

３　過去の移住支援金の受給について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。 | 該当する | 該当しない |

４　確認事項(別紙参照)

注意事項

・鉾田市あてに当相談票を提出しなかった場合は、市町村での移住支援金の事前のお手配が出来ません。また、申請時に予算に達していた場合は、移住支援金を支給できない場合があります。

・また転入後3ヶ月経過後(併せて、就業の場合は就業3ヶ月経過後又は起業支援金交付決定後)には、速やかに必ず本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。